

(別紙)

御意見の要旨	御意見に対する回答
<p>石綿を含有する全ての建築材料を特定建築材料と指定するとなると、モルタルや接着剤、下地調整材などにも含んでいる可能性があるため、対象物が多くなり、調査しきれないことになる。指定するのは、容易に破壊され、石綿が飛散するおそれの有る物に限定するべきである。従来通り、耐火用の吹付石綿や、けい酸カルシウム板第2種等に限るべきである。</p> <p>樹脂で固められている塗料や建築仕上塗材、接着剤、モルタル等は、含有量も少なく、固められているため飛散する可能性が小さい。むしろ、除去工事を行うことにより、飛散させることとなる。</p>	<p>大気汚染防止法でこれまで規制対象としていなかった石綿含有成形板等であっても、不適切な除去により、作業場所の周辺に石綿が飛散するおそれが明らかになったことから本改正により規制対象とすることとしました。</p> <p>特定建築材料の種類に応じた作業基準を遵守し、除去等作業を行うことにより、石綿の飛散防止が図られるものと考えています。</p>
<p>石綿含有成形板等も規制対象となるが、石綿含有成形板等は種類が多彩である。成形板以外の床材の接着剤、屋上のルーフィング材、風呂釜やユニットバスのパッキング等の材料について、調査と除去の方法をマニュアルで示すことを明記する必要がある。</p>	<p>建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6 において、石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿含有ガスケット等の除去方法を示しているところですが、いただいたご意見はマニュアルの改訂の参考にさせていただきます。</p>
<p>今回の法改正により、対象をすべての石綿含有建材に拡大し、除去作業等の工事も増加すると想定される。発注者負担となるアスベスト除去等費用に関する補助制度を別途設けて頂きたい。</p> <p>石綿を含有するすべての建築材料が規制の対象となるが、「建築材料」に該当するか否か判断に迷う場合もあるので、建築材料について定義付けるべきである。(石綿含有碍子や、アスベスト含有のふすま紙等、単なる製品なのか、建築材料なのか不明な場合があるため。)</p>	<p>石綿の除去費用については、従来から、建物の使用による便益を受けてきた所有者等が、解体等工事の際の石綿除去費用を負担することとしてきており、現時点では補助制度を設けることは検討しておりませんが、日本政策金融公庫において、石綿の除去等を行う事業者に対する低利融資制度が設けられています。</p> <p>今後、石綿飛散防止を一層強化するに伴い、普及啓発等により規制の遵守を図っていく必要があると考えています。</p> <p>特定建築材料の定義及び例示については、マニュアル等において示してまいります。</p>
<p>特定粉じん排出等作業の届出対象が、いわゆるレベル1、2建材のみでレベル3建材が対象とならず、けい酸カルシウム板第1種についても届出対象としていない。</p> <p>他方、リシン吹きつけ塗装については飛散の恐れも少ないにもかかわらず届出を求めるのはおかしいのではないか。</p>	<p>吹付け工法による石綿含有仕上塗材については、今回の改正により作業届出対象から除外することとしております。</p> <p>なお、平成29年5月30日付環水大大発第1705301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」は廃止し、改めて発</p>

	<p>出する通知において、吹付け工法による石綿含有仕上塗材を作業届出の対象から除外することを明記します。</p>
<p>特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として吹付け石綿等を定めているが、飛散状況は作業方法で変わるため、石綿含有仕上塗材も破碎、切断等の作業の場合は届出対象として飛散防止の監視を強化するべきである。現状、届出対象になっている為、環境測定等の実施を各施工会社、元請で実施していることで周辺環境への暴露は少ないと考えられる。届出対象から除外されることで周辺環境への暴露は増えると安易に想像できる。届出対象から外すべきではないと強く提言する。</p>	<p>石綿含有仕上塗材については、今般の調査等により、塗材の施工方法に関わらず、剥離剤の塗布等の湿潤化等により石綿の飛散を十分に抑えられることが確認されたことから、石綿含有成形板等と同様、作業実施の届出義務までは求めないこととしております。</p> <p>なお、石綿含有仕上塗材のうち、その性質が「吹付け石綿」に類似している石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)等については、その他の石綿含有仕上塗材とは別に、引き続き、「吹付け石綿」として扱い、届出対象とすることを今後発出する通知において明記します。</p>
<p>現行法令では、吹き付けた仕上塗材等は「吹付け石綿等」に含まれることとされているが、法改正に伴い、吹き付けられた仕上塗材は吹付け石綿等に該当せず届出対象外となることを明確にしてほしい。</p>	<p>本改正により吹付けられた仕上塗材は、吹付け石綿ではなく石綿含有仕上塗材に該当し、届出対象外となります。なお、施行通知で明確にすることを考えております。</p>
<p>吹付け石綿等だけでなく、石綿を含有するすべての建築材料を特定建築材料とするとのことであるが、特定建築材料の定義については、明確にしたい。</p> <p>例えば、モルタルは「石綿含有成形板等」であり、外壁の下地調整材のみに石綿が含まれる場合であっても「仕上塗材」に含まれるという理解でよいか。</p>	<p>特定建築材料の定義については、現行の特定建築材料に関する従来の判断基準と同様に、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものとするを考慮しており、施行通知で明確にすることを考えております。</p> <p>なお、モルタルや下地調整材は、石綿含有成形板等に含まれます。</p>
<p>2.(2)特定粉じんを多量に発生等させる原因となる特定建築材料の指定の内容が非常にわかりづらい。概要であれば少なくともわかりやすい日本語で書くべき。</p>	<p>政令で定める特定建築材料は、従前の届出範囲と同様に吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とすることとしております。</p>
<p>石綿含有仕上塗材は平成27年までは厚生労働省、労働基準監督署からの撤去指導もなく、各入札案件でも予算計上されていなかった。それが平成27年を境に、外部飛散するから危険だと言う認識に変わったのであれば、それ以前の工事で</p>	<p>石綿含有仕上塗材については、今般の調査等により、塗材の施工方法に関わらず、負圧管理まで要さず剥離剤の塗布等の湿潤化等により石綿の飛散を十分に抑えられることが確認されました。</p>

<p>は石綿含有仕上塗材による外部飛散があったとの認識でよいか。</p>	<p>なお、ご指摘の平成 27 年以前について、外部飛散があったことを示すデータはありません。</p>
<p>公共建物及び小規模事業者建物、個人オーナーの建物の石綿含有仕上げ塗材の撤去費用の負担は膨大となる。公共工事における税金の投入、民間工事における費用負担等、想定している費用負担等の全体数字があれば示していただきたい。</p>	<p>工法、使用面積等により価格が異なるため、数字をお示しすることはできません。なお、石綿含有仕上塗材については、今般の調査等により、塗材の施工方法に関わらず、負圧管理まで要さず剥離剤の塗布等の湿潤化等により石綿の飛散を十分に抑えられることが確認されました。このため、今般の施行規則の改正において、吹付け石綿と異なる、石綿含有仕上塗材の作業基準を新しく設けることとしております。</p>
<p>届出対象となる建材を限定せず、全ての石綿含有建材について、届出を求めるべきである。</p> <p>成形板など吹付け石綿等以外の特定建築材料中にも青石綿や茶石綿のように発がん性が高い石綿を含有するものが存在する。青石綿や茶石綿を含有する特定建築材料についても、事前届出の対象とするべく、今般の政令改正において、「特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料」として指定すべきである。</p>	<p>現行の特定建築材料以外の石綿含有建材は、飛散性が相対的に低いことから、通常の工事でも行われる湿潤化等の措置を適切に実施することにより石綿の飛散を抑えられることが確認されております。そのため、届出による特別な作業方法等の確認は不要と考えております。</p>
<p>大気汚染防止法と石綿障害予防規則で事前調査等の規制内容が重複している。</p> <p>労働基準監督署や保健所は連携しているのか。</p>	<p>法の目的は、大気汚染防止法は、大気の汚染に関し、生活環境を保全すること、石綿障害予防規則は、労働者の安全と健康を確保することであり、規制目的が異なっているため、別法令により規制を行っています。一方、両法令で同様の規制としている部分も多く、都道府県等の保健所等と労働基準監督署は、合同パトロールの実施等により連携して両法令の運用を図っています。</p>
<p>事前調査の適正な実施やアスベストを適切に除去したことは、行政が立入検査により確認しなければ、周辺住民の理解が得られない。</p> <p>石綿含有建材調査者が行政に代わり立入り確認が出来る等の対応が必要ではないか。</p>	<p>大気汚染防止法第 26 条において、「環境大臣又は都道府県知事はその職員に検査をさせることができる」と規定されています。そのため、建築物石綿含有建材調査者にその権限を与えることはできません。</p>
<p>日曜大工で行う作業が大気汚染防止法で行政処分の対象になるのはおかしいのではないか。</p>	<p>個人(解体等工事を業として行う者を除く。)であっても特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合には、周辺住民等の健康</p>

	<p>を守るため、石綿飛散防止の観点から作業基準を遵守する必要があり、作業基準を遵守していない場合は行政処分の対象となるべきです。</p> <p>石綿含有建材や石綿による健康被害に係る知識とともに、建築物の所有者等に対して周知徹底してまいります。</p>
<p>特定工事の下請負人には、作業基準遵守義務があることや、発注者への配慮義務の対象とされているが、一次下請負人のみならず二次下請負人も同様に、作業基準遵守義務等があると解すべきと考えるため、修正すべきである。</p>	<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)による改正後の大気汚染防止法(以下「新法」という。)第18条の16第2項において、下請負人とは、請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含むことと定義しており、二次下請負人以下についても作業基準遵守義務がかかることとなります。</p>
<p>事前調査結果の報告は、改正後の大防法第18条の15第6項で「都道府県知事に報告」することとされているが、政令で定める市については、政令市長に報告するという理解でよいか。(「所要の整理」として、施行令第13条(政令で定める市長による事務の処理)に改正後の大防法第18条の15第6項の事務を追加するか。)</p>	<p>貴見のとおり、大気汚染防止法施行令第13条(政令で定める市の長による事務の処理)に、新法第18条の15第6項の事務を追加します。</p>
<p>大気中アスベストのリアルタイムモニタリングについて、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知・判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、大気中のアスベスト濃度測定については、アスベストモニタリングマニュアルにおいて測定手法を示しております。近赤外線吸収スペクトルを測定する手法では、石綿本数の計測ができないため、参考法としても記載することは検討しておりません。</p>

<p>事前調査における迅速な建材中の石綿含有調査方法について、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知、判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、近赤外線吸収スペクトルによる測定では、現状では建材中の石綿濃度を0.1重量パーセントまで測定することはできないことから、事前調査の分析調査方法として示すことはできません。</p>
<p>石綿含有仕上塗材除去工事に多く採用されているのが集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法について品質に格差が生じているのが現状である。無着色の飛散防止材の採用や、除去完了後の検査等による適切な確認が必要不可欠である。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>戸建て住宅・集合住宅の解体工事において、いわゆるレベル3の石綿含有廃棄物が適正に処理されていない。発注者に対し、適正な業者への発注を義務付けるとともに、規制や指導が必要である。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、引き続き石綿飛散防止対策マニュアル等により周知に努めてまいります。</p>
<p>「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申)」には、災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しするとの記載があるが、具体的にどのような対応となるのか。補助制度等を設けるということか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、環境省では、数自治体を対象に、石綿含有建材の使用状況の把握に関するデータベース作成等のモデル事業を実施しております。これらを通じ得られた知見は、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルの改訂・普及により他地域へ展開することによって、平常時からの石綿含有建材の使用状況の把握を促進してまいりたいと考えております。</p>
<p>事前調査で石綿含有建材を見落とすなどにより適切な飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施した報告事例がされている。41件(届出必要無し)/52件(違反件数)80%はリサイクル法の届け出の必要としない工事案件ではないか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>
<p>建設業就業者総数が約464万人(国交省H30年度)のうち30~40万人を調査・診断資格者として育成即ち建設業就業者の8.6%にも上る人数の</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、事前調査の知識を有する者の育成については、十分な人数が確保できるよう、引き続き厚生</p>

<p>育成は実現可能な設定なのか、その根拠を示してほしい。</p>	<p>労働省及び国土交通省と連携して取り組んでまいります。</p>
<p>80 m²未満の建築物は対象外としているが、我が国の木造住宅の平均は100 m²とのデータがある。多くの木造戸建て住宅が対象外となるが、それでよいのか。</p> <p>また、建設リサイクル法が対象外としている80 m²未満の工事はずさんな工事になる例も多くある。</p> <p>大防法、安衛法(石綿則)、建設リサイクル法が連携して法律を作成すべきである。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>
<p>アスベスト大気濃度調査記録を見ると、自動車、電車などブレーキ関係で使用してきた時代と仕上塗材が規制を受け始めた平成25年頃の年代の調査結果に違いはないと思われる。膨大な費用をかけての費用対効果はどのように理解すればよいか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>
<p>事前調査又は事後調査の場面で、目視調査によりアスベスト非含有とされた箇所を、行政がアスベストアナライザー等を用いて検査を行い、その結果含有が判明した場合、目視調査は不適切としアスベストアナライザー等を用いた調査を全面的にやりなおすことになるのか。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、御質問につきましては、大気汚染防止法第18条の15第1項において設計図書その他の書面による調査、目視による調査その他の環境省令に定める方法による調査を行うこととしており、目視調査のみにより石綿含有建材の有無が判断できるものではありません。事業者の調査方法に不備があった場合やその結果が疑わしい場合には、調査を適切に行うよう自治体から指導がなされるものと考えます。</p>
<p>電子システムの情報について、その地域を所管する大防法所管部局の了解があれば、他法令(例えばフロン排出抑制法)所管部局からも直接アクセスできるようシステム設計をお願いしたい。ダウンロードして提供する手間を省いてもらいたい。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>昨年、居住する集合住宅に隣接した自治体の集合住宅が、石綿建材除去のために、一部解体工事がされた。その際、自治会は、規制に従って、事前説明では不足する部分の説明を求める事ができた。このように、規制があれば、不安である際に規定に沿って対応を求めていく事が出来る。その意味で、こういった、情報の不均衡から一方的に不利になる立場が解消される制度は好ましい。ただ、さらに周知がされれば、求めた際にたどり着きやすくなると思われる。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、御意見を踏まえ、今般の大気汚染防止法関係法令の改正・整備について周知を図ってまいりたいと思います。</p>
<p>仕上塗材の作業基準が現状のままでは、戸建住宅等の解体では高額な費用を要する。削ることにより安定したレベル3状態から著しく発じん性が高くなるレベル1状態にすることなく、安全かつ、費用の高騰を抑えられる工法を考案すべきである。</p> <p>現状の作業では専門業者の作業となり業者が絶対的に不足し、石綿含有仕上塗材の住宅の解体工事が停滞することになる。戸建住宅等のモルタル外壁の仕上塗材の除去は、母材であるモルタルごと処理をする工法(材が大きく切断が必要な場合は湿潤をすることとし、湿潤できない場合は除じん装置付きの電動工具等を用いる。)等も検討していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、母材から石綿含有仕上塗材を除去せずに、母材とともに切断等を行い、母材と一体として除去する工法もあると考えておりますので、いただいたご意見は参考にさせていただきます。</p>
<p>石綿による疾患は潜伏期間が長く、労働者のばく露だけではなく一般国民のばく露記録も重要である。</p> <p>事前調査及び特定粉じん排出等作業の結果の保存期間に関して、40年間保存とすべきである。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、事前調査及び特定粉じん排出等作業の結果の保存期間については、大気汚染防止法における他の規制物質に係る記録保存期間との整合性も踏まえ、3年としております。</p>

<p>特定粉じん排出等作業中の周辺の石綿濃度測定を義務付け、また、養生が設置された場合には、養生撤去前の養生内の濃度測定により濃度が外気と同等になったことを確認してからの養生撤去を義務付け、濃度の記録の保存を加えるべきである。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、隔離場所周辺における大気濃度の測定については、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和2年1月）において、「現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある」とされたところです。</p> <p>なお、今般の大気汚染防止法施行規則の改正において、作業場の隔離を解くに当たっては大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認することを規定するとともに、特定粉じん排出等作業に関する記録事項の一つに、隔離を解く前の確認の結果を規定することを考えております。</p>
<p>石綿使用範囲図なしでは除去計画を立てられない。行政への届出時に石綿使用範囲図を作成し、報告書に添付することを、明文化し作業計画における除去範囲の明確化のために追加するべきである。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、事前調査の記録事項の一つに、解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定建築材料に該当するとみなした場合は、その旨）及びその根拠を規定することを考えております。このため、作業計画を作成する前に石綿使用範囲図又はそれに準ずるものを作成するものとしております。</p> <p>また、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、発注者に対して、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積を説明することが大気汚染防止法第18条の15に規定されております。</p>
<p>規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるのは望ましいことと考えるが、一方で、今後石綿の調査、分析、除去については、必要とされる技術レベルが上がっていくことが想定される。そのため、それぞれに対応した実行力のある資格を義務付けるべきである。建築物石綿含有建材調査者も制</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>

<p>定されているが、もう少し技術レベルの伴った資格とすべきである。</p>	
<p>現状では、解体工事や除去工事を行う業者がアスベスト調査を行うことが見受けられるが、調査の重要性を鑑みて、発注者からの直接発注とし、これらの業者から切り離し独立して調査を行う必要があると考える。調査結果の透明性、公明性を確保し、解体業者や除去業者の利益誘導とならないことを義務づける法規制をできるだけ早く制定すべきである。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備が難しいことから一定の知見を有する者の育成や今般制度見直しの運用状況を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられると答申に示されているところです。</p>
<p>令和5年10月までの間は、調査者による調査も、資格を有しない者による調査も同等に扱われるのか。あるいは段階的に資格を有する者に移行するような運用を国として考えているのか。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、御質問につきましては、環境大臣が定める者による調査の義務は令和5年10月1日以降に生じることとし、それまでの間はこれまでと同様に任意の者によるものとすることを考えております。ただし令和5年10月1日までの間においても環境大臣が定める者により調査が行われることが望ましいと考えており、その旨周知してまいりたいと考えております。</p>
<p>立入り検査する保健所職員はコロナ検査を受けているのか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>